

官民連携した安全・安心なまちづくりの全国展開に関する
ワーキングチームの設置について（案）

平成 16 年 12 月 14 日
関係省庁申合せ

- 1 関係省庁が連携し、国民、事業者、地方公共団体等の協力を得て、
 - ・ 地域住民やボランティアが参画する自主防犯活動の活性化
 - ・ 犯罪対策とまちづくりの施策の融合
 - ・ 繁華街・歓楽街の健全な賑わいの創出と組織犯罪対策等の施策の全国展開を図るため、標記ワーキングチームを設置する。

- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
 - 議長 内閣官房内閣審議官
 - 構成員 内閣官房参事官（内閣官房副長官補付）
 - 内閣官房参事官（都市再生本部事務局）
 - 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 - 警察庁生活安全局少年課長
 - 警察庁生活安全局生活環境課長
 - 警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課長
 - 警察庁交通局交通規制課長
 - 総務省自治行政局自治政策課長
 - 総務省消防庁総務課長
 - 総務省消防庁防災課長
 - 法務省刑事局公安課長
 - 法務省保護局更生保護振興課長
 - 法務省入国管理局総務課長
 - 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
 - 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長
 - 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
 - 経済産業省中小企業庁経営支援部商業課長
 - 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長
 - 国土交通省都市・地域整備局都市計画課長
 - 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長
 - 国土交通省道路局地方道・環境課長
 - 海上保安庁警備救難部刑事課長

- 3 ワーキングチームの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。